

提案理由説明書

令和4年第4回美浦村議会定例会

議 案 目 次

諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 1 号	美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 2 号	美浦村指定金融機関の指定について
議案第 3 号	美浦村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 4 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第 5 号	督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第 6 号	美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
議案第 7 号	美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（大山湖畔公園）
議案第 9 号	龍ヶ崎地方衛生組合の解散について
議案第 10 号	龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について
議案第 11 号	稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
議案第 12 号	令和 4 年度美浦村一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 13 号	令和 4 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 14 号	令和 4 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 15 号	令和 4 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 16 号	令和 4 年度美浦村下水道事業会計補正予算（第 2 号）

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

それでは、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。
議案書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

この案件は、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員につきましては、村の推薦により 3 人の方が、法務大臣より委嘱を受け活動されております。この度、鈴木 登氏が令和 5 年 3 月 31 日をもって 3 年間の任期が満了となりますことから、令和 8 年 3 月 31 日までの再任をお願いするものでございます。

鈴木氏はこの間、人権擁護委員として職務に意欲的に取り組んでこられました。人権尊重・思想の普及高揚を図るべく、啓発活動や次代を担う小中学生に人権尊重の思想の重要性、必要性について伝える人権教室の開催など、意欲的な活動をされてきたところでございます。

これらの労をいとわないご活躍が、人権擁護委員として適任であるとの考えから、引き続きその候補者として推薦いたしたいとご提案申し上げます。

鈴木氏は、美浦村舟子にお住まいで、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生まれ、現在 68 歳でございます。

昭和 52 年に大学を卒業後、江戸崎小学校をはじめ各地域で教諭として勤務され、平成 13 年からは教頭として牛久市、利根町、河内町の小中学校に勤務されました。平成 27 年 3 月に定年退職されるまで、子どもたちと向き合い、人権を尊重し熱意をもって教育に力を注がれました。

退職後はそれまで培った経験を生かし、地域活動にも意欲的に参加され、平成 29 年 4 月から人権擁護委員として活動されています。

鈴木氏は、識見高く、地域に精通し、人望も篤い、人権尊重・思想の普及のため積極的に活動いただける、人権擁護委員に適した人材であります。

以上のことから、同氏を推薦いたしたく、ご審議のうえご同意をお願い申し上げます。

議案第 1 号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 1 号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

議案書 4 ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村固定資産評価審査委員会の選任設置につきましては、地方税法第 423 条各項に規定されているところですが、固定資産課税台帳に登録された事項に関する

不服申し立てなどを審議する機関として設置されているもので、3名の方に委員をお願いしており、委員の任期は3年となっております。

委員のうち、1名が12月22日をもって任期満了となることに伴い、平野芳弘氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

平野氏は現在稲敷市にお住まいですが、昨年度まで本村の総務部長を務められ、税務職員としての実務経験もあるため、知識は豊富であり、温和にして堅実な人柄で信頼も厚い方であり、固定資産評価審査委員会委員として必ずご尽力くださるものと確信しております。

なお、経歴につきましては、別紙資料をご覧くださいませようお願いいたします。よろしくご審議のうえ、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第1号につきましてご説明申し上げます。

議案第2号 美浦村指定金融機関の指定について

議案第2号 美浦村指定金融機関の指定についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村指定金融機関の指定につきましては、平成26年4月より、株式会社常陽銀行と株式会社筑波銀行による3年ごとの交代制としてきましたが、株式会社常陽銀行美浦支店がリテール店となったことによる条件の変更などから、令和5年4月より、株式会社筑波銀行を指定金融機関としたいので、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第2号につきましてご説明申し上げます。

議案第3号 美浦村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 美浦村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の6ページから17ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日から施行されることにより、定年が段階的に引き上げられることに伴い、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制及び情報提供・意思確認制度の導入、暫定再任用制度の措置等を規定するため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものでございます。

以上、議案第3号につきましてご説明申し上げます。

議案第 4 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 4 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の 18 ページから 25 ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係する条例について、所要の改正及び廃止を行うとともに、規定の整備を行うものでございます。

以上、議案第 4 号につきましてご説明申し上げます。

議案第 5 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 5 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の 26 ページ・27 ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、令和 3 年度税制改正において、令和 5 年度から固定資産税、軽自動車税種別割の納付書に QR コードを付することとなったことにより、費用対効果や事務効率化を勘案し、督促手数料を廃止するため、関係条例を改正するものでございます。

以上、議案第 5 号につきましてご説明申し上げます。

議案第 6 号 美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の 28 ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動の公費負担の金額が改正されたことに伴い、本村の議員及び村長の選挙における選挙運動の公費負担額の改正を行うため、規定を整備するものでございます。

以上、議案第 6 号につきましてご説明申し上げます。

議案第 7 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の29ページから31ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、美浦村学校施設跡地利活用検討委員会、都市計画マスタープラン策定委員会及び美浦中学校の部活動の在り方検討委員会を今後設置するため、また旅館建築審査会について、設置の必要がなくなったため、美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第7号につきましてご説明申し上げます。

議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（大山湖畔公園）

議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（大山湖畔公園）ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者につきまして、指定するものでございます。

大山湖畔公園につきましては、令和4年度に引き続き、株式会社 プロジェクト茨城を指定管理者として指定するものです。

また、指定管理期間につきましては、令和5年4月1日より令和8年3月31日までの3ヵ年とし、詳細につきましては協定書の締結をもって取り交わす予定でございます。

以上、議案第8号につきましてご説明申し上げます。

議案第9号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

議案第10号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

議案第11号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

議案第9号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について 議案第10号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について及び議案第11号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更については関連性がありますので、一括してご説明申し上げます。

議案書の33ページから41ページをお開きいただきたいと思います。

この3つの議案につきましては、現行の稲敷地方広域市町村圏事務組合に龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合を統合することを目的としたもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第285条の規定に基づきまして、複合的一部事務組合を設立するためのものとなっております。

具体的には、本村、龍ヶ崎市、牛久市、取手市、稲敷市、阿見町、河内町、及び

利根町のし尿処理に関する事務を共同処理する龍ヶ崎地方衛生組合と、龍ヶ崎市、河内町及び利根町の塵芥処理に関する事務を共同処理する龍ヶ崎地方塵芥処理組合を解散し、当該2組合の事務を本村、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、河内町及び利根町の消防に関する事務に関する事務等を共同処理する稲敷地方広域市町村圏事務組合が承継することで、事務管理部門である総務・会計部門を集約し、旧来から続いている組織や経営体質を改善するとともに、複合的一部事務組合として経営基盤を強化し、将来を見据えた広域行政を展開できるよう、抜本的な改革・改善を行おうとするものでございます。

以上、議案第9号から議案第11号までを一括してご説明申し上げます。

議案第12号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第7号）

議案第12号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の42ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ1億7,190万5千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億9,490万2千円とするものでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したエネルギー価格の高騰対策事業費、エネルギー価格の高騰による燃料費等の増額補正、及び緊急性を要する事業費につきまして、計上をいたしております。

次に、第2条の継続費の補正では、美浦村統合小学校建設に係る基本設計及び実施設計業務を一括契約するため、令和3年度から4年度にかけて継続費の設定をしておりますが、建築面積の増加に伴い、設計費用等が増加したことから、46ページの第2表のとおり、令和4年度の年割額を変更いたしております。

次に、第3条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる各種業務委託料等について、債務負担行為の追加をお願いしております。

次に、第4条の地方債の補正では、1件の追加、1件の限度額の変更及び1件の廃止をお願いしております。

地方債の補正につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の49ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに地方債の追加及び廃止では、第1号の補正予算で計上いたしました、

美浦村デイサービスセンターの空調設備改修事業について、第3号の補正予算で、事業費の財源の一部に地方債を活用するとしておりましたが、令和4年度の一般財源確保の観点から、社会福祉施設整備事業債を廃止し、介護サービス事業債を追加いたしております。

次の地方債の変更では、江戸崎地方衛生土木組合の新ごみ処理施設建設事業に係る分担金の財源の一般廃棄物処理事業債で、村債対象事業費の確定したことにより、限度額を変更いたしております。

それでは、エネルギー価格の高騰に伴う施設管理費の燃料費等の増額補正につきましては説明を省略し、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

議案書の55ページをお開きいただいたと思います。

総務費について申し上げます。

総務管理費の財産管理費では、大山湖畔公園管理費で、大山湖畔公園の一般公開に向けて、危険箇所解消のための自動車庫の段差改修工事費で40万3千円、自動車庫及び司令棟への電気引き込み工事として電気設備工事費で211万5千円の計上をお願いしております。

なお、この工事の財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

次ページをお開きください。

減債基金費では、減債基金費で、寄附金等の増額補正等による歳入余剰金が発生したため、5,768万9千円の増額補正をいたしております。

次に、徴税費の賦課費では、賦課事務費で、総額97万2千円の増額補正をお願いしております。

今回の補正では、令和5年4月から原動付自転車等に対するご当地ナンバー交付するための経費としまして、消耗品のうちナンバープレート作成費が70万4千円、ご当地ナンバーデザイン委託料として6万6千円の計上をいたしております。

この財源につきましては、ふるさと応援基金を財源といたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

次ページをお開きください。

社会福祉費の障がい者福祉費では、障がい児通所給付事業費で、児童通所サービスの利用見込みが増加したことにより、545万円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、1/2が国庫支出金、1/4が県支出金となっております。

同じく、後期高齢者医療給付費では、後期高齢者医療特別会計繰出金で、低所得者に対して軽減した保険料の保険基盤安定納付金額が決定したため、当初予算との差額323万9千円の増額補正をお願いしております。

財源につきましては、県支出金が3/4となっております。

次ページをお開き下さい。

児童福祉費の児童福祉総務費では、放課後児童クラブ整備事業費で、9月の全員協議会でご説明いたしました、統合小学校の開校に合わせて、統合小学校の近くに放課後児童クラブを整備するための土地建物の購入費として3,546万3千円を計上いたしております。

続いて衛生費について申し上げます。

保健衛生費の、予防費では、新型コロナ感染防止対策事業で、感染症対策の消耗品等を保管する倉庫の購入費として236万5千円の計上をいたしております。

なお、財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

次ページをお開き下さい。

農業費の、農業振興費では、産地確立推進事業費で、儲かる産地支援事業費補助金として97万3千円、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金として176万円、総額273万3千円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、全額が県支出金となっております。

次の、新型コロナ農業経営安定化事業で、コロナ渦や国際情勢による世界的な穀物需要の増加や原油をはじめとするエネルギー価格の高騰等の影響により、農業経営に大きな影響を与えていることから、生産者の安定した営農継続への取組を支援することを目的として、肥飼料購入の補助金として1,150万円の計上をいたしております。

なお、財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

次の農地費では、土地改良振興事業費で、南部地区水利組合が管理する大谷地内の農業用パイプラインの漏水の修繕料で55万4千円の計上をお願いしております。

なお、この修繕につきましては、南部地区水利組合と協議の結果、半額の28万円を管理団体に負担していただくこととしております。

続いて、商工費について申し上げます。

次ページをお開き下さい。

商工費の、商工振興費では、新型コロナ対策地域経済活性化事業で、コロナ渦や国際情勢の影響によるエネルギー価格の高騰の影響により、運送業に大きな影響をあたえていることから、村内貨物運送業者の事業継続を支援することを目的とする補助金として535万円を計上いたしております。

同じく、観光費では、大山スロープ管理事業費で、霞ヶ浦河川事務所が管理しています大山スロープにつきまして、本村が占用し管理するための整備費としまして、駐艇枠設置工事費として173万円、安全施設設置工事費として129万8千円、総額302万8千円の計上をいたしております。

なお、財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

次に教育費について申し上げます。

次ページをお開きください。

小学校費の学校管理費では、美浦村統合小学校建設事業費で、統合小学校の建築面積が増加したことに伴い、実施設計業務に追加があったため、212万9千円の増額補正をお願いしております。

議案書の62ページをお開きいただきたいと思います。

次に社会教育費の文化財保護費では、文化財保護事業費で、本年度予定していました国登録有形文化財「小澤家住宅主屋」萱葺屋根葺き替え事業に対する、指定文化財清掃・管理業務補助金につきまして、資材の不足等により年度内に事業完了の見込がなくなかったため、全額減額補正いたしております。

なお、財源につきましては、ふるさと応援基金を財源といたしておりました。

最後に、公債費について申し上げます。

議案書の次ページをお開きいただきたいと思います。

公債費では、平成23年度に借入を行った臨時財政対策債の利率見直し及び令和3年度借入額の確定等により、元金償還費で81万1千円の増額補正、利子償還費で482万7千円の減額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、議案書の52ページをお開きください。

はじめに、地方交付税について申し上げます。

地方交付税の地方交付税では、震災復興特別交付税で、交付対象経費の確定により8,166万5千円の減額補正をいたしております。

次の分担金及び負担金から県支出金につきまして主なものは、歳出予算の中で説明いたしました財源となっておりますので、説明は省略いたします。

続きまして、寄附金について申し上げます。

次ページをお開きください。

寄附金の一般寄附金では、8,370万5千円の増額補正をいたしております。

この寄附金の主な内訳としまして、日本中央競馬会様からの寄付金が8,430万円、そのほか9月議会定例会の補正予算で計上しましたさくら自動車株式会社様からの寄付金100万円につきまして、教育事業費指定寄附金への計上の変更をいたしております。

次の教育事業費指定寄附金では、只今申し上げました寄附金100万円を含む125万円の計上をいたしております。

続きまして、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金の電気事業会計繰入金では、令和3年度電気事業会計の剰余金の処分につきまして、9月の議会定例会において一般会計へ繰出金として議決を頂いた3,045万9千円の計上をいたしております。

次に、基金繰入金の、学校施設建設基金繰入金では、212万9千円の増額補正をいたしておりますが、歳出でご説明申し上げた美浦村統合小学校建設事業の増額補正をお願いしているものの財源となるものであります。

続きまして、諸収入について申し上げます。

雑入の雑入では、主に茨城県後期高齢者医療広域連合療養給付費市町村負担金で令和3年度の精算金471万3千円、茨城県町村会事業推進交付金で300万円をそれぞれ計上いたしております。

最後に、村債につきましては、冒頭の地方債の補正でご説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、それ以外の項目につきましては、歳出予算でご説明申し上げた事業費の補正等に伴った、歳入予算の補正が主となっておりますので、個別の説明を省略させていただきます。

以上、議案第12号の主な概要についてご説明申し上げます。

議案第13号	令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
--------	-----------------------------

議案第13号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の71ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,831万7千円を減額し、補正後の予算総額を16億9,150万1千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

議案書の77ページをお開きいただきたいと思います。

総務費 総務管理費の一般管理費につきましては、国民健康保険事務費でマイナンバーカードの保険証利用申込を勧奨するリーフレット等の費用として8万1千円の補正をするものでございます。

次の基金積立金の目 支払準備基金積立金につきましては、今回の補正予算での歳入額が歳出額に満たないことから、基金積み立ての予算額を減額し、財源として充てることとして7,006万2千円の減額をするものでございます。

次の諸支出金の目 その他償還金につきましては、前年度に交付されました県支出金について超過交付となったため返還するもので、166万4千円の増額補正をするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

議案書の76ページをお開きいただきたいと思います。

国民健康保険税の目 一般被保険者国民健康保険税につきましては、当初見込んでいた保険税が、本算定時の被保険者数及び総所得金額が減少したことにより、医療給付費分現年課税分（普通徴収分）4,185万9千円の減額、医療給付費分現年課税分（特別徴収分）248万2千円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分（普通徴収分）1,707万9千円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分（特別徴収分）62万5千円の減額、介護納付金分現年課税分（普通徴収分）635万3千円の減額をし、合計6,839万8千円の減額補正をするものでございます。

国庫支出金の目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、歳出の総務費で述べましたマイナンバーカードの保険証利用申込に係る補助金として8万1千円の補正をするものでございます。

以上、議案第13号につきましてご説明申し上げます。

議案第14号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第14号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書78ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323万9千円を追加し、補正後の予算総額を1億9,096万6千円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

議案書84ページをお開きいただきたいと思います。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、低所得者の軽減した保険料の保険基盤安定納付金額が決定したため、当初予算との差額323万9千円の補正をお願いするものでございます。

次に歳入について、ご説明申し上げます。

議案書の83ページをお開きいただきたいと思います。

繰入金の目 保険基盤安定繰入金につきましては、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金で述べましたとおり、所得の少ない被保険者の保険料について減額した額を、一般会計から特別会計へ繰り入れることとなっており、歳出と同額の補正をするものでございます。

以上、議案第14号につきましてご説明申し上げます。

議案第15号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

議案第15号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書85ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用で312万1千円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきましてご説明申し上げます。

議案書93ページをお開きいただきたいと思います。

支出の水道事業費用の営業費用では、電気料金の値上がりにより電気使用料で不足が生じたため、配水及び給水費の動力費で292万円の増額をお願いしております。

次に総係費では、時間外勤務手当に不足が生じたため手当で20万1千円の増額補正をお願いしております。

以上、議案第15号につきましてご説明申し上げます。

議案第16号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第16号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書94ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用で1,845万8千円の増額をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきましてご説明申し上げます。

議案書97ページをお開きいただきたいと思います。

支出の事業費用の営業費用では、管渠費（公共下水道事業）で80万円、管渠費（農業集落排水事業）で32万円、処理場費（公共下水道事業）で834万円、処理場費（農業集落排水事業）で899万8千円、合計で1,845万8千円の増額をお願いしております。

こちらにつきましては、電気料金の値上がりにより各施設の動力費に不足が生じたため、増額をお願いするものでございます。

以上、議案第16号につきましてご説明申し上げます。